

民 事 保 全

第1 民事保全とは

1、自分の権利が侵害され、その救済を司法手続に頼らずに暴力や違法行為で解決することは禁止されています（自力救済の禁止）。

しかし、自己の権利の回復を求めて、訴訟を提起しても、その権利を確定させるまでには、一審の裁判だけでも、通常、1年ほどのかかります。

その間に、相手方が財産を隠したり争いの対象物を壊したりしてしまうと、自分が裁判で勝訴してもその権利を実現できないことになります。

民事保全手続は、そのような事態を避けるために、将来、自分が強制執行で請求する金銭や物を確保ができるよう、さしあたり現状を維持・確保することを目的とする予防的・暫定的な手続です。

2、事務職員にとっての民事保全事件

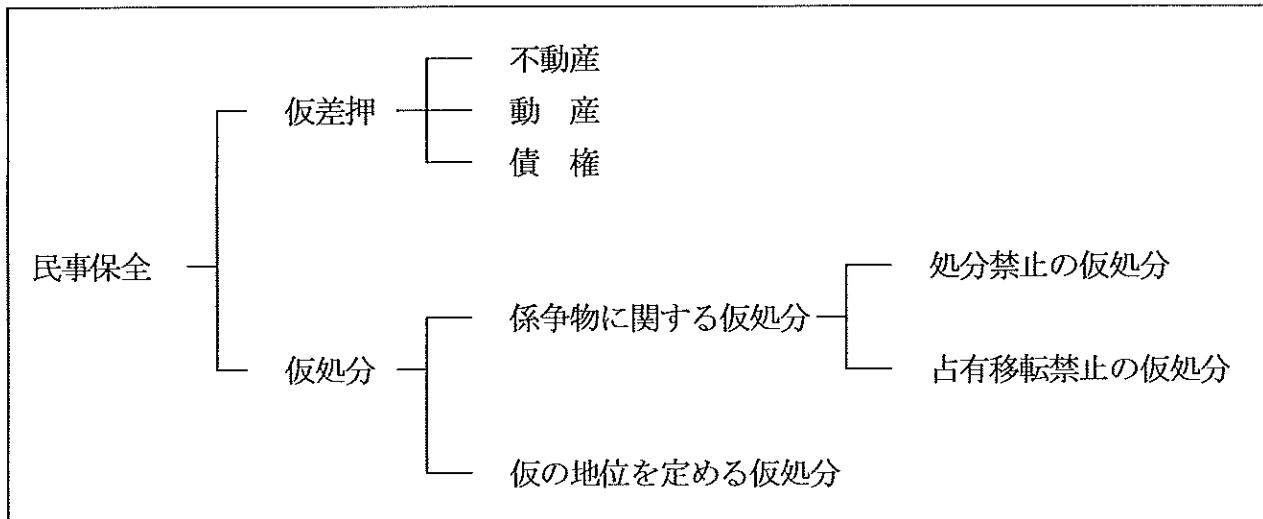
準備段階から事後処理まで関与するポイントが多く、深い

供託、不動産登記、商業登記、強制執行など、幅広い知識が必要

3、民事保全の種類

(1) 民事保全には下記のような種類があります(法1条)。

- ① 仮差押
- ② 係争物に関する仮処分
- ③ 本案の権利関係について仮の地位を定める仮処分



4、民事保全の特色

(1) 暫定・付隨性

本案による権利の確定までの仮の措置で、予定される本案訴訟に付隨する手続

(2) 簡易迅速性

債権者的一方的な申立て発令（例外：仮の地位を定める仮処分）

(3) 密行性

債務者が察知して、財産の処分、妨害行為をしないよう、債務者には秘密の内に手続を進める（例外：仮の地位を定める仮処分）

(4) 担保の提供

保全命令の執行が違法または不当であった場合に、債務者が被る損害を保証するため担保の提供する

5、民事保全の具体的目的と効果

(1) 仮差押

① 目的 → 将来の強制執行の保全

金銭の支払いを目的とする債権について、強制執行ができなくなるそれがあるとき、又は、強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるとき発することができる（法20条）

債権者が本案訴訟で勝訴しても権利の満足が得られず、本案訴訟の提起が無意味になる事態を防止する

② 種類

イ 不動産仮差押

a 執行 法務局へ仮差押の登記を嘱託し、登記簿に記載

b 効果 後順位の登記に優先、将来の強制競売を可能にする

ロ 債権仮差押（預金、給与、請負代金、保証金、保険金など）

a 執行 第三債務者へ決定正本を送達し債務者への支払い禁止

b 効果 債務者は債権の支払いが受けられず、将来の債権執行を可能にする

ハ 動産仮差押（商品、家財、登録のない機械など）

a 執行 債権者の申立てを受け、執行官が臨場し執行（動産に標目票を貼付、公示する）

b 効果 債務者は処分することができず、将来の動産執行を可能とする
※ 対象物を特定せずに発令することもできる

(2) 仮処分

① 目的 → 将來の強制執行の保全、目前の危険の除去

イ 係争物に関する仮処分

現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行することに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる(法23条1項)

債権者が本案訴訟で勝訴しても権利の満足が得られず、本案訴訟の提起が無意味になる事態を防止する

ロ 仮の地位を定める仮処分

争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためにこれを必要とするときに発することができる(法23条2項)

② 種類

イ 係争物に関する仮処分

① 不動産処分禁止の仮処分

a 執行 法務局へ仮処分の登記を嘱託し、登記簿に記載

b 効果 後順位の登記に優先、将来債権者が求める登記手続を可能にする。後れる第三者の登記を抹消すお効力がある

② 不動産占有移転禁止の仮処分

a 執行 執行官による執行→物件の占有移転禁止、執行官保管であることの公示

b 効果 債務者は占有の移転を禁止され、仮に移転したとしても、債務名義の効力は移転を受けた者にも及び、明渡し等の強制執行を可能とする

※当事者恒定効

* 債務者の特定が困難な「特別の事情」がある場合には債務者の特定をしなくても発令できる(法25条2項)

→債務者の表示は「不動産の占有者」となる

但し、執行時に執行官が債務者を特定できなければ執行不能になる。そのため執行官は占有者に対し質問をしたり、文書の提出を求めることができ、拒絶等に対する罰則規定もある(民執168条2項)

③ 仮の地位を定める仮処分

a 執行 債務者への送達のみ、執行は予定されていないが、債務者が従わなかつた場合、決定内容により執行することがある。

b 効果 債権者の目前の危険の除去できる

i 建物明渡(断行の仮処分)

ii 建築工事禁の仮処分(不作為の仮処分)

- iii 交通事故による損害賠償金の仮払いの仮処分（仮払仮処分）
- iv 雇用契約上の仮の地位と賃金の仮支払を定める仮処分（地位保全仮処分）
- v 出版差止めの仮処分
- vi 会社の合併等や株式の発行差止めの仮処分
- vii etc
 - * 上記（5）記特色のうち、（2）（3）の例外
 - * 債務者の損害も大きい。目前の危機で債務者も事情を承知
 - * 発令は債務者の審尋期日の経過後になる

6、申立の準備

（1）相談と方針の決定までの調査

事前調査の際のポイント

- ① 仮差押の財産調査
- ② 占有移転禁止の仮処分と占有関係の調査
- ③ 処分禁止の仮処分と登記の調査

（2）必要書類 どんな書類が必要か

- ① 委任状
 - イ 民事保全事件用委任状 ····· 資料 1
 - ロ 担保を供託で立てる場合は供託用の委任状も ····· 資料 2
 - * 取り戻し用の委任状 ····· 資料 3

② 資格証明書

当事者が会社等の法人の場合は資格証明書（3ヶ月以内のもの）

（商業登記簿謄・抄本、登記事項証明書）

CF 債権者が横浜地方法務局以外の管轄の法人の場合供託に必要

* 簡易確認

③ 不動産登記簿謄本

不動産仮差押、不動産仮処分等は目的物（係争物）の登記簿謄本登記事項証明書が必要（1ヶ月以内のもの）

なお債権仮差押等の場合も債務者の住所地や本店所在地の不動産の登記簿を求められることが多い→不動産仮差押ができないことの疎明

④ 固定資産税評価証明書

同じく不動産の事件は当該年度の刺的不動産の評価証明書

なお非課税の場合→ 土地は隣接地、建物は「認定価格」

（3）申立書等の作成

- ① 申立書 ····· 資料 4

イ	記載事項(規則13条、18条、19条)	
ロ	申立の趣旨(求める内容)	・・・・・資料5
ハ	被保全権利(保全される債権者の請求権)	
ニ	保全の必要性(なぜ保全を求めるか)	
ホ	各種目録(当事者目録、請求債権目録、仮差押債権目録、物件目録、登記権利者義務者目録等)	・・・・・資料5
	※ 目録類の記載の正確に(資格証明書や登記簿等と照合)	
	※ 債務者審尋を必要としない場合、副本はいらない。	
(2)	管轄	
イ	本案訴訟の管轄裁判所	
ロ	目的物、係争物所在地の管轄地方裁判所	
	※ 専属管轄であり、合意管轄・応訴管轄はない (例外: 本案に合意管轄がある場合)	
(3)	手数料 1個の申立てごとに2000円(収入印紙で納付)	
(4)	添付書類(規則20条)	
イ	疎明書類(原本は、面接時に裁判官に提示)	
ロ	当事者・第三債務者の資格証明書、住民票等	
ハ	訴訟委任状	
ニ	不動産等の登記簿	
ホ	評価証明書等	
(5)	その他提出書類	
イ	第三者が担保提供	・・・・・資料6
ロ	管轄外供託の場合の上申書	・・・・・資料7
ハ	支払保証委託契約による場合は、支払保証委託契約による立担保許可申請書(正副2通)	・・・・・資料8
ニ	債権仮差押の場合は第三債務者の陳述催告を求める申立書(法50条・民事執行法147条)	・・・・・資料9

7、申立から決定までの手続き……横浜地方裁判所の場合

(1) 申立書と添付書類の提出

- ① 第3民事部の保全係(庁舎2階)に提出
なお、労働関係は7民、行政関係の執行停止等は1民
- ② 申立書は正本1通を提出
労働関係、行政関係の副本は期日前に債務者へ直送
- ③ 手数料 1件2000円
(但し、横浜地裁は内容に関わりなく2000円×債権者数×債務者数)

④ 事件番号の確認

⑤ 面接及び面接の予約

申立書の受付時間は随時、受付から1時間から2時間後に面会。申立時に面会時間の予約ができるので、事前に弁護士の予定を確認しておくとスムーズ。

* 地裁支部や他地裁は書面審査が可能なところもある。

* 裁判官の在院状況なども確認

(2) 裁判官面会

① 疎明書類原本提示と事情の説明

② 担保決定(金額、方法、期間)

* 複数当事者の場合、共同担保か、個別担保か

③ 訂正、追完書類の指摘

特に②③は決定の発布に大きな影響があるので正確に聞く必要

(3) 立担保手続き 横浜地方法務局 5階供託課

① 供託の場合

イ 供託書（当事者の住所・氏名、供託金額、事件番号等）

・・・・・資料10

（根拠法令等） ・・・・・資料11

ロ 供託金額の現金…現金(有価証券で供託する場合はその現物)

ハ 供託者が法人→資格証明書（横浜市所在の場合は、簡易確認が可能）

ニ 供託用委任状（代理権確認の手続→取戻の際の印鑑証明）

* 法務局支局や他法務局は現金受入庁でない場合、銀行の日銀代理店での納付となる場合がある。その場合は銀行の営業時間内でないと受け入れられない。

* 供託書の記載を誤り、裁判所で受理されない場合は、不受理証明書をとり、添付して取戻手続きの上で再供託をする ・・・・・資料12

② 支払保証委託契約(ボンド)による担保

イ 支払保証委託契約の仕組み

・ 銀行等と契約

・ 銀行等の保証(保証料)

・ 保証の担保として定期預金(銀行が質権を設定)

ロ 手続き

・ 支払保証委託契約による立担保許可證本の受領

・ 銀行等の金融機関と契約締結

* かつては定期預金の利息が魅力だったが、最近は扶助事件、扶助協会の保証付き以外は、一般的でない

(4) 決定正本の受領

① 供託書その他必要書類等の提出→3 民保全係

イ 供託書原本提示、コピーの提出

銀行との支払保証委託契約書謄本

ロ 目録、郵券

・・・・・資料 1 3

必要な数→用途を考える

支払保証委託契約、有価証券による供託は担保目録も用意

ハ 登記用登録免許税(収入印紙)

→ 執行方法が登記の嘱託による事件

a 不動産仮差押の場合は請求債権額の 1 0 0 0 分の 4

b 不動産仮処分の場合は、目的の権利によって異なる

・所有権に関する処分禁止は評価額の 1 0 0 0 分の 4

・賃借権、地役権等は上記の半額の 1 0 0 0 分の 4

・抵当権は債権額、根抵当権は極度額の 1 0 0 0 分の 4

* 目的物の価格の 1 0 0 0 円未満は切捨て、その値の 1 0 0 円未満を切捨てた額が登録免許税額。

* 1 0 0 0 円に満たない場合は 1 0 0 0 円

* 複数の登記所に登記が必要な場合は + 1 個 1 5 0 0 円

ニ 申立書の訂正、追完書類の提出

弁護士の職印は忘れずに

目録は訂正済みのものを用意。

② 決定正本の受領→受書・送達報告書

・・・・・資料 1 4

③ 第三債務者や登記嘱託書の送達は午後 4 時。担保提供の確認が午後遅い時間の場合は、翌日に発送となる場合もある

8 保全執行

① 保全執行の特徴

イ 執行交付与→不要(法 4 3 条 I)

ロ 保全執行期間の制限→2 週間(法 4 3 条 II)

ハ 保全命令の債務者送達前の執行(法 4 3 条 III)

② 保全執行の方法(法 4 7 条以下)

イ 書記官による執行

i 登記・登録嘱託→不動産仮差押、不動産処分禁止仮処分、自動車仮差押等

ii 第三債務者に対する決定正本送達→債権仮差押等

ロ 執行官による執行

動産仮差押、占有移転禁止仮処分、建物明渡断行仮処分等

※ 執行が完了した旨の債権者から連絡（FAX）後、債務者への送達
執行期間は2週間以内に着手しなければ期間徒過

* 他地裁の執行官による執行の場合は、執行官の状況も確認

③ その他

作為・不作為を命ずる仮処分等→強制執行に倣う

9、付隨手続

① 不服申立

イ 却下決定に対する即時抗告（法19条）

申立期間は2週間の不变期間、申立て手数料は原則3000円

ロ 保全異議、保全取消

i 保全異議（法26条～36条）

被保全権利、保全の必要性がないなど、保全命令自体の違法を主張

ii 保全取消（法37条～40条）

本案訴訟不提起等（法37条）、事情変更一発令後に被保全権利がなくなった。

保全の必要性がなくなったなど一の場合（法38条）、仮処分命令によって償うことができない損害を生ずるおそれがある場合（法39条）がある。

※ 保全異議及び保全取消申立期間の定めはない。

申立て手数料1件500円の定額

iii 保全抗告（41条）

保全異議、保全取消の裁判に対する不服申立（法41条）

申立期間は2週間の不变期間

申立て手数料は原則3000円

② 解放金供託による取消（22条、25条）

・・・・・・資料15

③ 起訴命令

・・・・・・資料16

債務者から本案の訴えを提起するように求める手続

④ 担保物交換

債権者が提供した担保を債権者の都合により他の担保と交換する手続。

担保提供者の変更、担保物をボンド契約から金銭に換える場合など。

⑤ 取下

・・・・・・資料17

⑥ 執行取消

イ 保全命令の取下げ、保全命令の取消しがあった場合に、執行を取り消す手続。

i 登記の方法による場合は、抹消登記嘱託

ii 債権仮差押えの場合は、第三債務者への通知（取下書等の普通郵便による

送付)

□ 取下げの場合の提出書類等

・ ・ ・ ・ 資料 18

⑥ 記録謄写

密行性という特残で性から、債務者や利害関係人であっても閲覧・謄写の制限が厳しい。一般債権者はまず許可されない

担 保 取 消

第2 担保とは

1、担保の種類

民事訴訟では大きく分けて下記の3つの担保があります。

(1) 民事保全事件(仮差押、仮処分)の担保

(2) 強制執行等に関連しての担保

- ① 控訴・上告にともなう強制執行停止等の担保
- ② 請求異議の訴え等にもとづく強制執行停止等の担保
- ③ 民事調停にもとづく強制執行停止等の担保
- ④ 仮執行の担保、仮執行免脱の担保 等々

(3) その他の担保

- ① 保全執行の停止・取消等の担保
- ② 訴訟費用の担保 等々

2、民事保全と担保

* そもそも民事保全というのは、どんな事件か・・・復習をしてみましょう。

(1) 将来の強制執行を確実なものにするための仮の手続き

(2) 民事保全の特色

- ① 付隨性
 - ・ 本案訴訟が予定されており、それに付隨した手続であること
- ② 簡易迅速性
 - ・ 保全命令発令や執行は迅速になされなくてはならない。
 - ・ ほとんどが債権者の一方的な申立てで発令される。→ 証明でなく疎明で可
- ③ 密行性
 - ・ 債務者に知られないように行わなければ意味がない。
- ④ 担保
 - ・ したがって債務者に不測の損害を与える可能性もある。
→ それを保証するための担保の提供

(3) 事件の解決

事件の解決には様々なケースがあります。例えば

- ① 勝訴判決確定
- ② 和解で解決
- ③ 本案未提起のまま解決
- ④ 敗訴判決確定の場合

そして、保全事件はあくまで仮の手続きですので、最終的な解決の際には後始

末が必要となります。保証のために供託等した担保はどうなるのでしょうか?
そこで担保取消手続があるのです。

3、担保取消の申立事由

担保取消はどんな場合に申立ができるでしょうか?

(1) 担保提供事由の消滅……民事訴訟法第79条1項

- ① 本案訴訟で原告(債権者)が勝訴し、勝訴判決が確定した場合
- ② その他(勝訴的和解など)

(2) 担保権利者(相手方)の同意……民事訴訟法第79条2項

相手方の同意がある場合は、損害の発生や訴訟の完結の如何を問わずいつでも担保取消の申立ができます。

① 裁判上の和解・調停における同意

* 調書記載例

「被告は、原告に対し横浜地方裁判所平成18年(ヨ)第104号不動産仮処分申立事件において、原告が供託した金2000万円也の担保取消に同意し、被告及び原告は即時抗告権を放棄する。」

② 当事者同士の和解による同意

* 同意書

* 即時抗告権放棄の上申書

* 担保取消決定正本の受書

(3) 権利行使催告による担保取消……民事訴訟法第79条3項

本案訴訟で敗訴してしまった場合や本案訴訟を起こすことを諦め、相手方から同意が得られない場合

① 保全処分等の執行で損害が発生していた場合、期間内に損害賠償請求訴訟の提起をする権利の行使をするよう催告をする。

② 期間内に権利行使がなければ担保取消に同意したとみなし担保取消決定がされる。

* 訴訟等が完結、執行取消が終了し、権利行使の障害がないことが必要

* 完結と控訴、上告等がなさればそれが終わるまで担保取消はできない。

ちょっと考えてみましょう。

☆ 執行不能の場合(後述の担保取戻との関係は)

☆ 仮差押後に本案一部勝訴で確定、強制執行した場合には

4、担保取消申立手続

(1) 誰が申立を出来るのか(申立権者)

- ① 担保を提供した者(積んだ人=供託者または契約者)

民事保全事件場合は、通常債権者

第三者が債権者に代わって担保を立てた場合はこの第三者

② 担保を提供した者の承継人

* 一般承継 相続の発生や、法人の合併の場合

* 特定承継 供託金の取戻請求権に対する債権譲渡や差押転付命令を得た債権者

(2) 管轄裁判所

申立は保全命令等をした発令裁判所で行う。

横浜地裁の場合には通常は第3民事部保全係へ提出。民事執行関連の担保で同民事部の各執行係で申立てます。

事件の符号は（モ）です。申立手数料はありません。

(3) 具体的な手続と流れ

実際の申立書で考えていきましょう。

① 供託の事由止みの場合

申立

* 担保取消申立書 資料 19

* 供託原因消滅証明申請書 資料 20

→ 2通提出、1通(正本)に150円の印紙貼付、受書

* 添付書類

・ 勝訴判決確定の場合は、判決の正本(謄本)及び確定証明書

・ 勝訴的和解成立の場合は、和解調書正本(謄本)

・ 勝訴的調停成立の場合には、調停調書正本(謄本)

・ 請求認諾の場合には、認諾調書正本(謄本)

* 横浜地裁の場合は判決、調書等はコピーでも可

* 予納郵券 相手方一人につき1040円×1 資料 21

相手方へ担保取消決定正本が送達されます。

・ 担保取消決定に対して異議がある場合、1週間以内なら即時抗告

保取消決定確定

供託原因消滅証明書受領

・ 証明書の受領には、即時抗告期間の1週間+2日程度を要します。

供託金取戻手続

② 同意による申立の場合

申立

* 担保取消申立書、供託原因消滅証明申請書は①に同じ

* 添付書類

・ 和解や調停における同意の場合、和解調書や調停調書の正本(謄本)

- 示談成立による同意の場合は、
 - i 同意書 資料 2 2
 - ii 即時抗告権放棄書 資料 2 3
 - iii 受書 資料 2 4

に相手方の印鑑証明書を添付し、実印による押印が必要です。弁護士が代理人となる場合は認印でもかまいませんが委任状（別紙 3）が必要です。

- * 予納郵券
和解調書など受書のない場合のみ相手方一人につき 80 円 × 1

. . . . 資料 2 1

受書が提出された場合、担保取消決定正本は相手方へ送られません
即時抗告権は放棄されていますので、即担保取消決定は確定します。

以下①に同じ

③ 権利行使催告による担保取消の場合

申立

- * 担保取消申立書、供託原因消滅証明申請書は①に同じ
- * 保全事件の取下書

・ 決定正本と同じ目録（請求債権は不要）で、債権に関する保全事件の場合は裁判所、債務者、第三債務者用に 3 通、不動産に関する保全事件の場合は裁判所、債務者、法務局の 3 通が他に登記権利者義務者目録と物件目録が 2 通必要。予納郵券は債務者 80 円、第三債務者、法務局書留の 500 円 資料 1 8

- * 添付書類

- ・ 保全執行の取消されたことの証明書→記録上明白な場合は不要
- ・ 訴訟が完結したことの証明書
 - * 敗訴判決確定の場合は、判決正本（謄本）と確定証明書
 - * 和解、調停などにより終了の場合は、調書正本（謄本）
 - * 本案取下の場合は、その証明書
 - * 本案未提起の場合は、申立書にその旨記載
 - * 判決、調書等のコピーについては 1 と同じ

- * 予納郵券 資料 2 1

催告書及び決定正本送達用（相手方一人につき 1040 円 × 2）

相手方へ担保取消決定正本が送達されます。

催告期間横浜地裁の場合 2 週間、権利行使届出期間 1 週間

担保取消決定確定

以下①に同じ

6、担保取戻（民事保全規則第 17 条）

執行不能等の場合で、相手方に損害が発生する余地が全くない場合に、担保取消よりもより簡単な手続で担保の取戻をする制度。

- (1) 決定正本送達前に申請を取下げた場合
- (2) 執行期間が徒過して執行が出来なかつた場合
- (3) 執行不能の場合
 - ① 執行官委任事件において執行に着手せず執行不能になった場合
 - ② 不動産登記が必要な事件で登記嘱託が却下になった場合

などが代表的な例

なお、債権仮差押事件で第三債務者から差押にかかる債権が不存在との回答があった場合は、担保取消の申立をします。

(印)

訴訟委任状

年 月 日

委任者住所

委任者氏名

(印)

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

・ 譲士会所属

〒

法 律 事 務 所

電 話

FAX

第1 事件の表示

- 1 相手方
- 2 裁判所
- 3 事件の表示

第2 委任事項

- 1 上記事件に関する一切の行為
- 2 反訴の提起
- 3 訴えの取下、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加若しくは訴訟引受による脱退
- 4 控訴、上告若しくは上告受理の申立又はこれらの取下
- 5 手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下又はその取下についての同意
- 6 弁済、配当、売得金等の受領に関する一切の件
- 7 代理供託ならびに供託物の取戻請求（または還付請求）および受領ならびに同利息の請求および受領に関する一切の件
- 8 復代理人の選任

確認を請求する

代理人弁護士 法全連太郎 印

委任状

平成 年 月 日

〒

住 所

氏 名

印

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

〒

県 市 町

ビル 階 法律事務所

弁護士会所属

弁護士 法 全 連 太 郎

1 債務者 (住所)に対する

裁判所平成 年(ヨ)第 号 不動産仮差押命令申立事件の担保

として金 万円也を、 法務局に供託する一切の件

委任状

年月日

代理委任状に署名捺印します

住所

氏名

印

私は次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

法律事務所

TEL

FAX

記入

1、	法務局	支局平成	年度金第	号
供託者		、被供託者		
元本金		円及び利息の払渡請求手続ならびにその受領		
に関する一切の件				

1、復代理人選任の件

債権仮差押命令申立書

平成 年 月 日

裁判所 御中

債権者代理人弁護士 法全連太郎 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

仮差押債権の表示 別紙仮差押債権目録記載のとおり

申立の趣旨

債権者の債務者に対する前記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差押える。

第三債務者は、債務者に対し、差押えに係る債務の支払いをしてはならない。
との裁判を求める。

申立の趣旨

第1 被保全権利

略

第2 保全の必要性

略

疎明方法

1 甲第1号証 金銭消費貸借契約証書

- 2 甲第2号証 催告書（内容証明郵便）
3 甲第3号証 報告書

添付書類

- 1 甲号証 各1通
2 資格証明書 2通
3 訴訟委任状 1通

当事者目録

〒

県 市 町

債 権 者 株式会社

代表者代表取締役

〒

県 市 町 ビル 階

法律事務所 (送達場所)

電 話

F A X

債権者代理人弁護士 法 全 連 太 郎

〒

県 市 町

債 务 者

県 市 町

第三債務者 株式会社 銀行

代表者代表取締役

(送達場所)

〒

県 市 町

株式会社 銀行 支店

請求債権目録

金 万円

但し、債権者が、債務者に対し、平成 年 月 日付け金銭消費貸借
契約に基づき、貸し渡した貸金債権

仮差押債権目録

金 万円

ただし、債務者が第三債務者株式会社 銀行（支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

1 差押えや仮差押えのない預金とある預金とがあるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押えや仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押えや仮差押えのあるもの

2 円貨建て預金と外貨建て預金とがあるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建て預金
- (2) 外貨建て預金

ただし、仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買為替相場（先物為替予約がある場合にはその予約相場）により換算した金額。

3 同一の通貨で数種の預金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金
- (3) 通知預金
- (4) 賢蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付けられた番号の若い順序による。

申立に関する書式例

1 申立の趣旨例

① 処分禁止の仮処分

債務者は、別紙物件目録記載の不動産について、譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない。

② 占有移転禁止（債務者使用）の仮処分

債務者は、別紙物件目録記載の建物（土地）に対する占有を他人に移転し、又は占有名義を変更してはならない。

債務者は、前記建物（土地）の占有を解いて、これを執行官に引き渡さなければならぬ。

執行官は、前記建物（土地）を保管しなければならない。

執行官は、債務者に前記建物（土地）の使用を許さなければならない。

執行官は、債務者が前記建物（土地）の占有を移転又は占有名義の変更を禁止されていること及び執行官が前記建物（土地）を保管していることを公示しなければならない。

2 仮差押債権目録例

① 給料、退職金（会社員）

仮差押債権目録

金〇〇〇万円

債務者（〇〇勤務）本決定送達後平成 年 月 日までの間に第三債務者から支給される

1 給料（基本給と諸手当。但し、通勤手当を除く。）から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1

（但し、上記残額が月額44万円を超えるときはその残額から33万円を控除した金額）

2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1

（但し、上記残額が月額44万円を超えるときはその残額から33万円を控除した金額）

3 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1につき頭書金額に満つるまで。

② 賃料

仮差押債権目録

金〇〇〇万円

但し、債務者が下記建物について第三債務者に対して有する1ヶ月〇〇万円の割合による賃料債権のうち、平成 年 月分から頭書金額に満つるまで

記

所 在 横浜市中区寿町〇丁目〇〇番地〇〇
家屋番号 〇〇番〇〇
構 造 木造瓦葺 2階建
種 類 居宅
床 面 積 1階 〇〇.〇〇平方メートル
2階 〇〇.〇〇平方メートル

以上

3 物件目録例

① 不動産 (マンション)

物件目録

(1棟の建物の表示)

所 在 横浜市中区日本大通〇丁目〇〇番〇〇号
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建
床 面 積 1階 〇〇.〇〇平方メートル
2階ないし4階
〇〇.〇〇平方メートル
5階 〇〇.〇〇平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 〇〇番〇〇
建物番号 〇〇〇〇
種 類 居宅
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造
床 面 積 5階部分 〇〇.〇〇平方メートル
(債務者持分 2分の 1)

② 自動車

物件目録

自動車登録番号 横浜 33 よ〇〇〇〇
種 別 普通乗用自動車
車 名 〇〇セデス
型 式 D B A - 〇〇〇〇
車 体 番 号 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇〇
原動機の型式 〇〇〇
所有者の氏名又は名称 横地 植事郎
所有者の住所 横浜市中区日本大通 9-9-8
使用の本拠の位置 横浜市中区日本大通 9-9-8

登記権利者・登記義務者目録

県　　市　　町
登記権利者　　株式会社

県　　市　　町
登記義務者

第三者供託許可申請書

債権者

債務者

上記当事者間の平成 年(ヨ)第 号 申立事件につき、平成
年 月 日付で為された保証決定による保証金 万円を申立人に代わり下記
第三者が立担保することを許可されたく申請いたします。

平成 年 月 日

債権者代理人

弁護士 法全連太郎

横浜地方裁判所

第9民事部 御中

記

住所

氏名

資料



管外供託の許可申立書

債権者 ○ ○ ○ ○

債務者 △ △ △ △

上記当事者間の平成 年(ヨ)第 号不動産仮処分命令申立事件につき、担保として金 万円を供託することを命じられたが、発令裁判所管轄区域内の供託所は遠隔地であるため、債権者代理人において、遅滞なく担保を提供するのが困難であるので、横浜地方法務局に上記担保を供託することの許可を求める。

なお、現金で供託するので、万が一債務者が権利行使をした場合であっても、郵便請求による隔地払いや電子申請での払い渡し請求も可能であり、債務者には特に不利益はないことと思われる。

平成 年 月 日

債権者代理人 弁護士 □ □ □ □

地方裁判所 支部 御中

平成 年(ヨ)第 号 不動産仮差押命令申立事件

債権者

債務者

支払保証委託契約による立担保の許可申請書

平成 年 月 日

裁判所 民事第一部 御中

債権者代理人弁護士 法全連太郎 印

頭書事件について、金 万円の担保を立てることを命じられた。よつて、民事保全法第4条1項、民事保全規則第2条の規定により、上記担保を債権者に代わる第三者法全連太郎が下記銀行と支払保証委託契約を締結する方法によって立てるなどを許可されたく申請いたします。

記

県 市 町

株式会社 銀行 支店

平成 年 月 日

上記許可する。

上記は謄本である。

同日同序

平成 年(ヨ) 第 号

第三債務者に対する陳述催告の申立書

平成 年 月 日

裁判所 民事第 部 御中

債権者代理人弁護士 法全連太郎 印

本日、御庁に申し立てた下記当事者間の債権仮差押命令申立事件について、御庁から第三債務者に対し、民事保全法第50条5項、民事執行法第147条1項に規定する陳述の催告をされたく申立ていたします。

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

（教科書上の問題及び解答）
用紙・OCR用
供託書

(裁判上の保証及び仮差押・金

日 月 年 成平日 月 年 請申申

卷之六

卷之三

住所			
氏名・法人名等			

卷之三

卷之三

四

本店託書は折り曲げないでください。

三

卷之三

卷之三

卷之三

九
十
名
氏
力
氏
著
記
然

□字加入	□字削除
係員印	受付
調査	記録
頁	(第2号様式) 印紙第32号

執行取消・強制執行続行の保証		(5)仮執行宣言付手形訴訟・少額訴訟の異議申立 民事訴訟法398条第1項 第5号
		(6)確定判決変更の訴え 民事訴訟法398条第6号
		(7)執行抗告提起 民事執行法10条第6項
		(8)執行異議申立 民事執行法11条第2項 10条第6項
		(9)執行文交付に対する異議申立 民事執行法32条第2項
		(10)第三者異議の訴提起 民事執行法38条第4項 36条第1項
		(11)民事調停申立 民事調停規則6条第1項
		(12)第三債務者が差押えられた金額または差押相当額を供託する場合 民事執行法156条第1項
		(13)差押えられた場合に、差押・仮差押が競合し第三債務者が供託する場合 民事執行法156条第2項
		(14)第三債務者が仮差押えられた全部または仮差押相当額を供託する場合 民事保全法50条第5項 民事執行法156条第1項
		(15)仮差押えられた場合に、差押・仮差押が競合し第三債務者が供託する場合 民事保全法50条第5項 民事執行法156条第1項 第2項
		(16)弁済供託(受領拒否・受領不能 ・債権者不確知) 民法494条
		(17)自助売却代金の供託 民法497条
		(18)根抵当権消滅請求のための供託 民法398条の22第1項
		(19)臨時倒限株式の被指定者の先買権行使 商法204条の3第2項
		(20)臨時倒限株式の株主の指定後の株券の供託 商法204条の3第4項
		(21)破産配当金の供託 破産法280条

供託法条一覧		
① 民事保全の担保	民事保全法14条第1項	
(1)保全命令の担保	民事保全法14条第1項	
(2)保全異議の申立てによる保全執行の停止・取消の担保	民事保全法27条第1項	
(3)保全異議による保全命令の可・変更・取消の担保	民事保全法32条第2項 〃 第3項	
(4)保全取消の申立てによる保全執行の停止・取消の担保	民事保全法40条第1項 〃 27条第1項	
(5)事情変更による保全取消の申立てなく申立て・保全命令取消の担保	民事保全法38条第3項 〃 32条第2項 〃 第3項	
(6)特別事情に基づく仮処分命令の取消の担保	民事保全法99条第1項	
(7)保全抗告による保全執行の停止・取消の担保	民事保全法41条第4項 〃 27条第1項	
(8)保全抗告における決定のための担保	民事保全法41条第4項 〃 32条第2項 〃 第3項	
(9)保全抗告における保全命令取消決定のための担保	民事保全法42条第1項	
②仮差押解放金の供託	民事保全法22条	
仮処分解放金の供託	民事保全法25条	
③訴訟費用の担保	民事訴訟法75条第1項	
④仮執行宣言付判決の担保	民事訴訟法236条第1項	
⑤仮執行免脱の担保	民事訴訟法255条第3項	
(1)特別上告・再審申立て	民事訴訟法398条第1項 第1号	
(2)上告・上告受理申立て	民事訴訟法398条第1項 第2号	
(3)控訴提起・仮執行宣言付支払督促異議申立て	民事訴訟法398条第1項 第3号	
(4)手形訴訟の控訴・仮執行宣言付支払督促異議申立て	民事訴訟法398条第1項 第4号	

平成 年(ヨ)第 号 不動産仮差押命令申立事件
債権者
債務者

不受理証明申請書

平成 年 月 日

裁判所 民事第一部 御中

債権者代理人弁護士 法全連太郎 印

頭書事件について、別紙供託書に下記のとおり誤記があり、別紙供託書が御庁に受
理されなかったことを証明されたく申請いたします。

記

誤 (誤った記載事項を書く)

正 (正しい記載事項を書く)

保全事件目録・郵券一覧表

平成19年3月現在 横浜地裁3民保全係

保全事件の申し立てをする際、事務処理の迅速化を図るため、下表に示した目録等の提出をお願いしています。なお、下表内の必要目録通数は債務者・第三債務者が1人、法務局が1か所の場合ですので、債務者・第三債務者が1人増すごとに決定書作成用目録を各1部づつ追加し、法務局が数か所にわたるときは、各法務局ごとに、下表の登記嘱託用目録の通数を提出してください。

種 別	目 錄 等	郵 券
不動産仮差押	<input type="radio"/> 決定書作成用 ・当事者目録 3部 ・請求債権目録 3部 ・物件目録 3部 <input type="radio"/> 登記嘱託用 ・登記権利者・義務者目録 2部 ・物件目録 2部	<input type="radio"/> 決定正本送達用 ・債務者1人につき <u>1050円</u> <input type="radio"/> 登記嘱託書送付用 ・法務局1か所につき 嘱託書送付料(速達) <u>830円</u> 返送料 <u>560円</u>
債権仮差押	<input type="radio"/> 決定書作成用 ・当事者目録 4部 ・請求債権目録 4部 ・仮差押債権目録 4部 <input type="radio"/> 陳述書返送用封筒(陳述催告の申立てがある場合) ・債権者(代理人)の住所、氏名を記載したもの 第三債務者の数	<input type="radio"/> 決定正本送達用 ・債務者1人につき <u>1050円</u> ・第三債務者1人につき (速達) <u>1370円</u> <input type="radio"/> 陳述書返送料(陳述催告の申立てがある場合) ・第三債務者1人につき 裁判所宛て(書留) <u>500円</u> 債権者宛て(普通) <u>80円</u>
占有移転禁止仮処分	<input type="radio"/> 決定書作成用 ・当事者目録 3部 ・物件目録(及び図面) 3部 (図面を引用している場合は添付)	<input type="radio"/> 決定正本送達用 ・債務者1人につき <u>1050円</u>
処分禁止仮処分	<input type="radio"/> 決定書作成用 ・当事者目録 3部 ・物件目録 3部 <input type="radio"/> 登記嘱託用 ・登記権利者・義務者目録 2部 ・物件目録 2部	<input type="radio"/> 決定正本送達用 ・債務者1人につき <u>1050円</u> <input type="radio"/> 登記嘱託書送付用 ・法務局1か所につき 嘱託書送付料(速達) <u>830円</u> 返送料 <u>560円</u>
動産仮差押	<input type="radio"/> 決定書作成用 ・当事者目録 3部 ・請求債権目録 3部	<input type="radio"/> 決定正本送達用 ・債務者1人につき <u>1050円</u>

※ 用紙は、すべてA4判を使用し、横書きとしてください。

※ 債権者用の決定正本の郵送を希望される方は、宛先を記載した封筒と郵券1050円分(受書を提出する場合は、受書と郵券90円)を納付してください。

平成 年(ヨ)第 号 不動産仮差押命令申立事件

債権者

債務者

受 書

平成 年 月 日

裁判所 民事第 部 御中

債権者代理人弁護士 法全連太郎 印

1 不動産仮差押決定正本 1通

頭書事件につき、受領いたしました。

平成 年（ヨ）第 号 不動産仮差押命令申立事件
申立人（債務者）
被申立人（債権者）

解放金供託による執行取消申立書

平成 年 月 日

裁判所 民事第 部 御中

申立人（債務者）代理人

弁護士 印

頭書事件において、御庁が平成 年 月 日なした仮差押決定に対し、申立人（債務者）は、請求債権額を供託したので、別紙目録記載の不動産に対する執行を取り消されたく申立いたします。

平成 年(ヨ)第 号 不動産仮差押命令申立事件

起訴命令申立書

平成 年 月 日

裁判所 民事第一部 御中

債務者代理人弁護士

印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の頭書事件につき、平成 年 月 日仮差押命令が発せられた。しかし、債権者は未だに本案訴訟を提起しない。

そこで、債権者に対し、裁判所の相当とする期間内に本案訴訟を提起するとともに、その提起を証明する書面を提出し、すでに本案訴訟を提起しているときはその係属を証する書面を提出すべきことを命ぜられたく申立いたします。

資料 12

平成 年(ヨ)第 号 不動産仮差押命令申立事件

取 下 書

平成 年 月 日

裁判所 民事第一部 御中

債権者代理人弁護士 法全連太郎 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の頭書事件における別紙物件目録記載の不動産に対する仮差押は、
都合により取下げいたします。

取下手續書類等一覽表

平成19年3月現在 横浜地裁3民保全係

種別	提出書類等	郵便切手・収入印紙等
不動産仮差押 不動産仮処分 (処分禁止)	<p>○取下書 (当事者目録、物件目録を合綴して 検印(割印)又は頁数を付したもの) 部数=正本 1部、副本 債務者の数</p> <p>○登記権利者・義務者目録 法務局 1か所につき 部数=2 (権利者・義務者は発令時とは逆になること、 発令後に住所変更があつても、住所は発令時 の住所となることに注意してください。)</p> <p>○登記嘱託用物件目録 法務局 1か所につき 部数=2</p>	<p>○郵便切手 ・債務者 1人につき ・法務局 1か所につき 嘱託書送付料 返送料</p> <p>5 6 0 円 5 1 0 円</p> <p>○収入印紙(登記印紙は不可) 不動産 1筆につき 1 0 0 0 円 (但し、20筆を超える場合は一律2万円。 また、マンションなど区分所有建物の場合 は、専有部分を1筆とするほか、敷地も符 号ごとに1筆となります。)</p> <p>○滞納処分庁の差押えがあるとき 9 0 円</p>
債権仮差押	○取下書 (当事者目録、仮差押債権目録を合 綴して検印(割印)又は頁数を付したもの) 部数=正本 1部、副本 債務者の数+第三債 務者の数	<p>○郵便切手 ・債務者 1人につき ・第三債務者 1人につき</p> <p>9 0 円 9 0 円</p>
占有移転禁 止、動産、作 為・不作為の 仮処分	○取下書 (当事者目録、物件目録(図面があ る場合は添付)を合綴して検印(割印)又 は頁数を付したもの) 部数=正本 1部、副本 債務者の数	<p>○郵便切手 ・債務者 1人につき</p> <p>9 0 円</p>

- ※ 当事者の住所、代表者等に変更があった場合は、住民票、商業登記簿謄本を提出してください。
- ※ 当事者が死亡している場合は、除籍謄本、戸籍謄本、住民票（又は戸籍の附票）が必要になります。
- ※ 保全命令発令後5年を経過した事件は、印鑑証明書（本人の場合）又は委任状（弁護士による場合）及び住民票又は戸籍の附票（本人の場合）、資格証明書（法人の場合）を提出してください。また、保全決定正本の写しがあれば、提出願います。

※ 保全命令発令後、競売手続等で既に保全登記が抹消されている場合、保全登記後に分筆登記や床面積等の変更があった場合等、登記事項に変更があったときには、最新の登記簿謄本を添付してください。

(例) 取 下 書

(例) 登記嘱託用の登記権利者・義務者目録、物件目録

取下書（全部 一部）

平成____年____月____日

横浜地方裁判所第3民事部 銀中

債務者 債務者代振者
債務者代理人弁護士

債務者 (は)、調査における下記事件につき、都合により申立ての
全部
一部 (別紙物件目録記載の物件)
 を取下げます。

記

事件番号等 平成____年(月)第____号
不動産 債務 仮差押命令申立事件
不動産 ____ 仮別分命令申立事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

口物件の表示 別紙物件目録記載のとおり

口仮差押債権者の表示 別紙仮差押債権目録記載のとおり

添付書類

委任状
専用登記請求本
□

(注意) 1 様には該当事項を、□様には該当事項に印をそれぞれ記入してください。
 2 経理、収入印伝、仮判決類の様、必要性發するを捺印してください。
 3 用紙は必ずA4版4枚用紙を用意のものを使用してください。

登记權利者、義務者目録

神奈川県横浜市中区舟町一丁目4番3号
登記権利者 ○ ○ ○ ○

神奈川県横浜市中区舟町一丁目2番3号
登記義務者 ○ ○ ○ ○

物 件 目 錄		
1	所 在 地 施 工 會 送 建	板橋市中區一丁目 2號3号 宅地 面 積 123.45平方メートル
2	所 在 地 京 景 住 宿 移 動 搬 送 容 面 積	板橋市中區一丁目2番3号 123号 現宅 空運スレー123号 1層 45.56平方メートル 2層 35.45平方メートル

※ 不動産登記法の改正により、数字は全て算用数字で記載することができます。

※ 登記権利者又は義務者が法人の場合、代表者の記載は不要です。

※ 附属建物（物置・車庫等）、区分所有建物（マンション等）の敷地権があるときは、物件目録に記載が必要です。

担保取消申立書

平成 年 月 日

横浜地方裁判所第三民事部 御中

申立人

印

住 所

申立人 _____

住 所

被申立人 _____

上記当事者間の横浜地方裁判所 平成 年()第 号
 申立事件につき、申立人が 法務局に供託した金 万円の担保
 (供託番号 平成 年度金第 号)について、下記の事由により担保
 取消決定をされるよう申し立てる。

記

- 担保事由が止んだ (民訴法第79条1項)
- 担保権利者の同意 (民訴法第79条2項)
- 訴訟の完結による権利行使催告 (民訴法第79条3項)
- 本案訴訟未提起、保全命令の申立ての取下げ及び執行解放
- 本案訴訟完結 申立人敗訴判決確定
 - 訴えの取下げ
 - 和解成立 (申立人全部勝訴的でないもの)
- 保全命令の取下げ及び執行解放
-

資料 20

印

印紙 150 円

平成 年(モ) 第 号

供託原因消滅証明申請書

平成 年 月 日

横浜地方裁判所第三民事部 御中

申立人

印

申立人

被申立人

横浜地方裁判所 平成 年()第 号 申立事件
につき、申立人が提供した下記供託物は、供託原因が消滅したことを証明してください。

記

供託年月日 平成 年 月 日

供託所の表示 横浜地方法務局

供託番号 平成 年度金第 号

供託者 申立人

被供託者 被申立人

供託金額 金 万円

上記証明書1通受領しました。

平成 年 月 日

申立人

印

担保取消決定申立書類等一覧

平成19年3月現在 横浜地裁 3民保全係

【民事訴訟法79条各項のいずれの事由の場合においても必要な書類】

- 担保取消決定申立書 (担保取消の申立には申立手数料は必要ありません。被申立人が複数いる場合は、なるべく被申立人ごとに申立書を作成してください。)
- 委任状 (代理人弁護士による場合。ただし、保全事件又は基本事件の代理人であり、かつ、当事者に変動がなく、事件が終了してから相当期間内の場合は不要。)
- 供託原因消滅証明申請書 (2通うち1通には証明手数料として、150円の収入印紙を貼ってください。供託の場合は、証明申請書に供託書の写しを合綴して、検印(割印)をしてください。)
- 90円切手を貼った封筒 (供託原因消滅証明書送付用一証明書を取りに来られる場合は不要です。)
- 供託原因消滅証明書受領書 (証明書を郵送する場合のために、取りに来られる場合も含めて、予め提出していただいている。)

【民事訴訟法79条各項の事由ごとに必要な書類】

申立ての条件等	必要書類等	郵券	
A 事由止み(民訴法79Ⅰ)を根拠とする申立て			
(1) 仮差押・仮処分の担保			
①本案訴訟で債権者が被保全権利について全部勝訴の判決を得た場合 (被保全権利を基準にして、一部でも敗訴部分がある場合は下欄Cの申立てとなります。)	<input type="checkbox"/> 判決正本及び写し (判決が横浜地裁でなされたものについては、写しの提出のみ可。以下、債務名義を必要とするものについて同じ。事件が高裁、最高裁にも係属した場合は、そのすべてについて提出してください。) <input type="checkbox"/> 判決確定証明書(原本)	被申立人 1名につき 1040円	
②本案訴訟で債権者が被保全権利について全部勝訴的和解や調停成立を得た場合 (和解条項に担保取消しについて同意がある場合は下欄B)	<input type="checkbox"/> 和解・調停調書正本及び写し		
(2) 執行停止(通常訴訟等の控訴提起に伴う)の担保			
控訴審において控訴人が勝訴判決を得た場合	<input type="checkbox"/> 原審の判決正本及び写し <input type="checkbox"/> 判決確定証明書(原本)	被申立人 1名につき 80円	
(3) 執行停止(第三者異議・請求異議訴訟等に伴う)の担保			
原告が全部勝訴の判決を得た場合	<input type="checkbox"/> 判決正本及び写し <input type="checkbox"/> 判決確定証明書(原本)		
B 担保権利者の同意(民訴法79Ⅱ)を根拠とする申立て			
①担保取消について書面による同意書を得た場合	債務者(担保権利者)又はその代理人弁護士作成による次の書類 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 即時抗告権放棄の上申書 <input type="checkbox"/> 担保取消決定正本の受領書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書(本人が同意した場合) <input type="checkbox"/> 委任状(代理人弁護士による場合)	不要	
②和解調書・調停調書に担保取消について同意条項がある場合	<input type="checkbox"/> 和解調書・調停調書正本及び写し	被申立人 1名につき 80円	
C 権利行使催告(民訴法79Ⅲ)を根拠とする申立て			
(1) 仮差押・仮処分の担保			
①本案訴訟で債権者が被保全権利について全部又は一部敗訴の判決を得た場合	<input type="checkbox"/> 保全事件の取下書(既に取下げをしている場合は不要です。)	被申立人 1名につき 1050円 2組	
②本案訴訟で債権者が敗訴的内容の和解や調停が成立した場合	<input type="checkbox"/> 執行の解放証明書 (執行官作成一占有移転禁止仮処分・動産仮差押・動産仮処分等の場合)		
③本案訴訟を取下げた場合	<input type="checkbox"/> 和解・調停調書正本及び写し <input type="checkbox"/> 本案の取下証明書(訴状の写しを添付)		
④本案訴訟を提起しなかった場合 (申立書に、本案不提起の旨を記載する)	<input type="checkbox"/> 本案不提起の旨を記載した上申書(申立書に記載がない場合)		
(2) 執行停止の担保			
上記(1)の①②③のいずれかの場合	(1)の①②③の場合に準ずる。		

* 保全事件以外(強制執行停止等事件)の担保取消申立書には、必ず基本事件の番号(地裁の訴訟事件一(ワ)の番号)及び係属部を記入してください。また、必ず電話番号・FAX番号を記入してください。

* 正本及び写しが必要書類とされている場合、照合後、正本はお返しします。

資料22

印

同 意 書

担保提供者

殿

平成 年 月 日

担保権利者

印

担保権利者は、横浜地方裁判所平成 年(ヨ)第 号
命令申立事件について、担保提供者 が立てた下記担保の取消
しに同意します。

記

平成 年 月 日 横浜地方法務局に供託して立てた担保（供託書額面
金 万円 供託番号 平成 年度金第 号）

添付書類 印鑑登録証明書

資料 23

印

即 時 抗 告 権 放 棄 書

平成 年 月 日

横浜地方裁判所第三民事部 御中

被申立人

印

申立人

上記当事者間の横浜地方裁判所平成 年(モ)第 号担保取消
申立事件について、平成 年 月 日御庁でされた担保取消決定に対し、
被申立人は即時抗告をいたしません。

受 書

横浜地方裁判所第三民事部 御中

平成 年 月 日

被 申 立 人

印

) 担保取消決定正本

1通

ただし、平成 年（モ）第 号担保取消申立事件につき上記正
にお受けしました。

LET'S TRY!!

第1 仮差押え,係争物に関する仮処分,仮の地位を定める仮処分

次の事例において民事保全をする場合,どの種類の保全を用いればよいか

- 1 債権者は,債務者に 1000 万円を貸し渡した。しかし,債務者は,返済期間を過ぎても金を返そうとはしない。債務者は、不動産を所持している。そこで,債権者は,貸金返還請求権を保全したい。
- 2 債権者は,債務者にマンションの 1 室を貸したが,家賃を支払わない。このため,債権者は,マンションの賃貸借契約を解除した。しかし,債務者は,そのマンションに居座つたまま,出ていこうとしないばかりか,そのマンションを他人に又貸ししようとしている。
- 3 債権者は,ある土地(更地)を所有していた。ところが,債務者は,その土地は自分のものであると主張して,その土地の上に建物を建てようとしている。
そこで,債権者は,債務者の建築工事を止めさせたい。
- 4 債権者は,債務者(会社)に雇われ,生計を営んでいた。ところが,突如,債務者(会社)より,解雇させられてしまった。債権者は,その解雇は,不当であると考えており,裁判で争うつもりである。しかし,債権者は,解雇後,収入が得られなくなり,生活費も底を尽きて,生活は維持できなくなりつつある。

第2 民事保全の管轄

次の事例の管轄裁判所は,どこか。

- 1 債権者(A 在住)が,債務者(B 在住)に対し 1000 万円の貸金債権を保全するため,1500 万円の土地(C 所在)を仮に差し押さえたい。
- 2 債権者(A 在住)は,B 地方裁判所(合意管轄)において,債務者(C 在住)を被告として 1 億円の貸金返還請求の訴訟を行っているが,債務者は,唯一の甲の土地(D 所在)を第三者に売却しようとしている。そこで,債権者は,債務者の甲土地を仮りに差し押さえたい。
- 3 債権者(A 在住)は,債務者(B 在住)に売買代金債権 100 万円を有している。しかし,債務者には他にも多額の債務があり,このままにしておくと,100 万円の返還ができないなりそうである。このため,債務者が甲銀行(C 在住)に対して有する預金を仮に差し押さえたい。

第3 手数料

次の事例の手数料はいくらか。

- 1 債権者が,債務者に貸した 1000 万円の返還請求権を保全するために,債務者所有の土地と建物を仮に差し押さえたい。
- 2 債権者が,債務者た売却した自動車の代金 500 万円の返還請求権を保全するために,債務者名義の甲銀行と乙銀行にある預金を仮に差し押さえたい。
- 3 債権者が,1000 万円の返還請求権を保全するために,債務者 A(主債務者)の山林と債務者 B(連帯保証人)のマンションを仮に差し押さえたい。
- 4 債権者 3 人が共有する土地上に勝手に債務者 2 人がマンションを建てようとしている。そこで,債権者 3 人は,債務者 2 人に対し,マンションの建築工事の禁止の仮処分を申し立てたい。

第4 登録免許税

次の登記の登録免許税はいくらか。

- 1 債権者は 1000 万円の貸金返還請求権を保全するため,債務者所有の甲土地(評価額 1500 万円),を仮りに差し押えた。
- 2 債権者は 1250 万 4230 円の貸金返還請求権を保全するため,債務者所有の甲土地(評価額 1377 万 4290 円)を仮に差し押さえた。
- 3 債権者は甲土地(評価額 1230 万 4200 円)及び同土地上の乙建物(評価額 525 万 3200 円)の返還請求権を保全するため,甲土地及び乙建物の処分禁止の仮処分をした。
- 4 債権者は自己が有する甲土地(評価額 1230 万 4200 円)に付いている抵当権(債権額 1 億円)の抹消登記手続請求権を保全するため,抵当権の処分禁止の仮処分をした。